

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、経営の意思決定の迅速化並びに経営の透明性の確保と経営のチェック機能の強化を重要な課題とし、株主の立場に立って企業価値を最大化することを目的としております。

取締役会は、経営の基本方針その他重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督しており、また、監査役は、監査役会を組織するとともに、各種会議に出席し、積極的な監査を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社石川製作所	1,489,000	12.05
直山 秀人	931,300	7.53
本多 俊昭	517,000	4.18
帝人株式会社	500,000	4.04
株式会社北國銀行	450,000	3.64
北日本紡績取引先持株会	411,000	3.32
宝天大同	408,000	3.30
CBHK-PHILLIP- SEC (HK) LTD CLIENT MASTER	300,000	2.42
株式会社SBI証券	283,000	2.29
下村 健二	190,000	1.53

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第二部
----------------	--------

決算期	3 月
-----	-----

業種	繊維製品
----	------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
---------------------	--------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
森近 慶一	他の会社の出身者							△	△			
北島 勉	他の会社の出身者							△				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森近 慶一		株式会社石川製作所 取締役企画管理部門長兼開発部門長	株式会社石川製作所の取締役を務めており、その経歴を通じて培った経験・見識を当社の経営に活かしてもらうため、選任しております。
北島 勉		有限会社ケイティコーポレーション 代表取締役社長	有限会社ケイティコーポレーションの代表取締役を務めており、その経歴を通じて培った繊維業界の経験・見識を当社の経営に活かしてもらうため、選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と緊密な連携を保ち、会計監査人の監査を活用し、同監査との重複をさけながら自らの監査成果を達成するように努めております。また、監査役は、内部統制室と緊密な連携を保ち、適宜意見交換を行い、情報の共有化に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
北川 邦昭	他の会社の出身者													
松栄 裕希	他の会社の出身者										○			
芳網 大介	弁護士										○			

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
北川 邦昭		――	経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく公平に当社が社会に果たす役割を認識し、経営者の職務遂行が妥当なものであるか監督できるため、選任しております。
松栄 裕希		石川商事株式会社 代表取締役社長	経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく公平に当社が社会に果たす役割を認識し、経営者の職務遂行が妥当なものであるか監督できるため、選任しております。
芳網 大介	○	弁護士 独立役員	経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく公平に当社が社会に果たす役割を認識し、経営者の職務遂行が妥当なものであるか監督できるため、選任しております。また、当該監査役は、当社及び関連会社の業務執行者、当社を主要取引先とする者、もしくはその業務執行者または当社の主要取引先とする者、もしくはその業務執行者または当社の主要取引先もしくはその業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント・会計専門家・法律専門家・当社の主要株主ではないため、独立役員に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

1名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

現状では、今後も実施する予定はありません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示しております。
平成27年3月期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)において、当社が支給した取締役の年間報酬額は、5,010千円(うち社外取締役480千円)、監査役の年間報酬額は、5,115千円(うち社外監査役は1,440千円)であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の開催に際して、社外取締役及び社外監査役に対して資料を配布し、事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は、監査役制度を採用しております。取締役6名(うち2名は社外取締役)、監査役4名(うち3名は社外監査役)であります。また、会計監査は、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、金融商品取引法に基づく会計監査を受けております。

取締役会は、定時取締役会を年4回開催し、必要に応じて臨時取締役会の開催を行っております。経営の基本方針その他重要事項を決定するとともに、業務執行状況の監督を行っております。

監査役会は、定時監査役会を年4回開催し、必要に応じて臨時監査役会の開催を行っております。監査役は取締役会に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行なうとともに、取締役の職務執行の監査を行っております。

当社は、経営会議を毎月開催しております。取締役(社外取締役を除く)、常勤監査役、部課長が出席し、取締役会の定める基本方針に基づき、その具体的な執行方針、進捗状況等の審議を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社ですが、社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断したため、監査役制度を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信等のIR資料を当社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部を担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 当社及び子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役会、監査役会、会計監査人による経営管理体制をとっております。取締役は、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために担当する部署の内部統制を整備するとともに必要な諸規則を制定し、周知徹底を図るとともに、取締役会規則を遵守しております。また、グループ会社においても必要な諸規則を制定し、重要事項の事前承認や報告を受けることにより業務の適正を確保しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

代表取締役は、管理本部を管掌する取締役を、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する全社的な統括責任者として任命し、社内規程等に基づき、職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体にて記録し、取締役、監査役が適切かつ確実に閲覧可能な検索性の高い状態で保存・管理しております。

3. 当社及び子会社の損失の危険に関する規定その他の体制

当社グループの業務執行に係るリスクに関して、各関係部門においてそれぞれ見られるリスク分析と識別を行い、リスク管理体制を明確化しております。

4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、取締役会、経営会議の各規定、組織規定等により、各取締役及び使用人の分掌と権限を定めております。

5. 株式会社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の子会社に対し、コンプライアンス確保、会計基準の同一性確保等グループ一体となった内部統制の維持・向上を図っております。

6. 監査役職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、現在、監査役職務を補助する使用人はおりませんが、監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ、合理的な範囲で配置することとしております。また、当該使用人の任命・異動等人事権に関する事項の決定には、監査役の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保することとしております。

7. 取締役及び使用人並びに取締役、監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制及びその他の監査役の監査が実行的に行われていることを確保する体制

当社グループが決定する重要事項は、監査役に報告することとし、更に内部統制室担当者が行う監査の結果、会社に損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは遅滞なく報告する。また、当社グループ会社の取締役及び使用人は当社及びグループ会社に重大な影響を及ぼす事項が生じた場合には、いつでも監査役に報告することができ、監査役はいつでも必要に応じて当社及びグループ会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。監査役へ報告した者に対して、報告したことを理由として人事上の制裁処分その他不利益な取り扱いを行わないものとする。

また、監査役は代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題や監査上の重要事項について意見交換を行うとともに、会社の重要会議に出席し、重要な意見決定や業務執行状況を把握する。さらに、監査が実行的に行われることを確保するために関連部門が監査役補助を行うこととしております。

8. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査に係る諸費用については、当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、監査役の請求により当該費用又は債務を処理することとしております。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応を企業基盤強化のインフラ整備の一環として位置付け、組織の業務全体に係わる財務情報を集約したものである財務報告の信頼性を確保するために、当該財務報告に係わる内部統制の有効かつ効率的な整備・運用を行うこととしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、健全な社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断し、これらの勢力、団体との取引はもちろんのこと、不当な要求に対しても毅然とした態度で臨み、これを拒絶します。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項